

# 地方デジタル特別委員会：AI政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
  - 生成系AIの著作権法上の課題
- 内閣府 知的財産戦略事務局 次長



AI生成物による著作権侵害の成否ですね、  
これがそれぞれ著作権法上の課題として出ていますが、  
まず政府はこれらの課題を今把握しているのかどうか、御見解いただきたいと思います

お尋ねのAI生成物の著作物性や著作権侵害といった著作権法上の課題につきましては、  
御指摘がありましたように、最近における生成系AIの急速な進歩と普及によりまして、  
国内外で様々な議論が生じているというふうに承知しております  
現状におきましては、人間による創作的寄与がどの程度あれば著作物と認められるかと、  
そういった点が明確でないこと、  
また、AI生成物が大量に作成され市場に供給されることで著作権侵害が大量に発生するおそれや、  
自らの権利を他者に主張するいわゆる権利濫用が生じるおそれがある  
といったことが指摘されております



著作権法は、「文化の発展」に目的として著作物の保護と利用のバランスをとっている法律であるが、  
仮にAIによって「文化の発展」が阻害されるのであれば、対応が必要になる場合もある！

# 地方デジタル特別委員会：AI政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
  - 生成系AIの著作権法上の課題
- 内閣府 科学技術振興事務局 審議官



政府も、2019年以降、A I 戦略というのを作成してきました。  
その中で、A Iに関する著作権法上の課題ということについて  
何か方向性を出されているのかどうか、この辺りもお伺いしたいと思います

2019年以降、A I 戦略に関する検討の中で  
著作権法上の課題に関する方向性は示しておりません。



非常に大きな問題である！AI戦略の重要性は論を待たないが、  
そこから「文化の発展」といった観点がすっぽりと抜け落ちていることに関しては、**対処対応が必要**である

# 地方デジタル特別委員会：AI政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
  - － 生成系AIの著作権法上の課題
- 文化庁 審議官



政府も、2019年以降、A I 戦略というのを作成してきました。  
その中で、A I に関する著作権法上の課題ということについて  
何か方向性を出されているのかどうか、この辺りもお伺いしたいと思います

平成三十年の著作権法改正におきましては、いわゆる柔軟な権利制限規定の一つとして、  
第三十条の四におきまして、**情報解析の用に供する場合など、  
著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合には、  
その必要と認められる限度において方法を問わず著作物を利用することが可能である**  
というふうに規定をされました。

：

A I、人工知能の開発に関しましてA I が学習するために著作物を含むデータを収集する行為等につきましては、  
平成三十年改正を踏まえて文化庁が作成しています  
著作権法三十条の四等に関する基本的な考え方においても、  
同条の享受を目的としない行為の具体例というものとしてその明示をさせていただいているところでございます。



# 地方デジタル特別委員会：AI政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
    - － 生成系AIの著作権法上の課題
- 文化庁 審議官



著作権法の三十条の四は、適正化されていないA I の開発というものについても  
ただし書がありまして、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし、  
著作権者の利益を不当に害することとなる場合」というふうに  
これは制限をしているんですけども、こういった場合を想定しているのか

著作権者の利益を不当に害することとなる場合といったものについては、  
それに該当するかどうかといったものは、著作権者の著作物の利用市場と衝突するか、  
あるいは将来における著作物の潜在的市場を阻害するかという観点から、  
最終的には司法の場で個別具体的に判断されることになろうかというふうに考えられます。

：

A I 開発に際しまして、その情報解析の用途で販売されている  
データベースの著作物をA I の学習用データとして複製する等の行為は、  
同条このただし書に該当しまして、**権利制限の対象とはならない**というふうに考えております。



司法判断によってAI政策や著作権政策が左右されてしまうことは大きなリスクがある。

デジタル社会に対応した新しい著作権法「デジタル著作権法」の制定の議論を早急に進め、しっかりと検討すべき！

# 地方デジタル特別委員会：AI政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
  - 生成系AIの著作権法上の課題
- 文化庁 審議官、国立国会図書館長

昨年のMidjourneyやChatGPT等の発表によって、画像や文章等については、人が創作した著作物とAIが生成した成果物の区別がつかない状況となっており、AI生成物の取扱いについては、喫緊の課題が生じている。



AI生成物について、AIの利用者が  
著作者として著作権法七十五条以下の登録というのはできるんですが、この登録というのをまさにできるのかどうか

登録原因に関する事実をその提出書類で確認した上で審査を行うということになるかと存じます



文化庁



AIがどんどん今文章を吐き出して、AIで小説が作られちゃっているわけですね。  
これが納本制度の対象に当たるのかどうか

AIがどんどん今文章を吐き出して、AIで小説が作られちゃっているわけですね。  
これが納本制度の対象に当たるのかどうか



国会図書館館長



# 地方デジタル特別委員会：AI政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
    - － 生成系AIの著作権法上の課題
- 内閣府 科学技術振興事務局 審議官



2019年以降、実はA I 戦略に関しても策定はしてきたということではありますけれども、こういったことを正面切って議論されてこなかったのではないかと懸念がありますので、これは至急、関係各省一緒になって議論していただきたいというふうにも思っています。

：

政府部局の設置が必要と思いますけれども、これ、政府の見解いただきたいと思います。

非常に複雑な問題でございますので、  
今日この時点で明確なお答えをすることはできないんですけれども、  
今委員御指摘のとおり、  
このA I 技術の進歩あるいはその普及の広がりということを予想しますと、  
**政策の立案あるいは推進の体制につきまして**  
**関係省庁とともに考えていく必要がある**というふうに認識をしております。



**総合的なAI政策を継続的に議論する政府部局の設置が必要！**

# 地方デジタル特別委員会：デジタルアーカイブ政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
  - － デジタルアーカイブ推進について
  - デジタル庁 統括官



デジタルアーカイブ推進というのは国のデータ戦略の私は今後柱の一つというふうになってくると思いますが、現在の包括的データ戦略、これデジタル庁さんの方でも重点計画の中でまとめられているのかどうか

デジタルアーカイブの推進につきましては、重点計画及び重点計画の別紙である包括的データ戦略いずれにも現時点では位置付けられていないところでございます。一方で、A I の利活用のためには十分な量と質のデータを学習させることというのが非常に重要であるというふうに認識をしております。これらデジタルアーカイブを学習用データとできるように、議論を踏まえて、関係府省庁と連携して検討してまいりたいというふうに考えております。



# 地方デジタル特別委員会：デジタルアーカイブ政策について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会
  - － デジタルアーカイブ推進振興法について
  - デジタル庁 統括官



デジタルアーカイブ推進振興法というんですかね、・・・必要だというふうに思っておりますが、政府としてですね、というのは、アーカイブを進めていこうと思うと、それなりの部局が必要だったりとか、あるいは責任も必要になります、セキュリティーの問題も必要になります。何といても予算も掛かってきます。そういう意味では、きちっと**基本法を整備した上で部局も立ち上げていく必要がある**

これからのデジタル社会におきましては、コンテンツも含めた広範なデータが社会インフラとして整備されることについて関係者間で広く共通理解が図られ、社会全体で機運が高まっていくということが今後重要になってくるというふうに考えております。

：

また、具体的な内容につきましても、引き続き幅広い関係者による議論が行われるものと期待しておりまして、私どもとしてもその議論にしっかりと参画してまいりたいというふうに考えております。



デジタルアーカイブ振興法のような推進基本法を制定し、法律上の根拠に基づく政府部局において、基本計画を策定した上で、十分な予算措置のもとに政策を進めるべき



# 地方デジタル特別委員会：条例による有害図書指定について

## 有害図書指定制度

各自治体が、性的な描写や暴力的な描写等によって青少年の健全な成長が阻害されると判断した図書類を、有害図書類として指定し、18歳未満の者等への販売を罰則でもって禁止する制度。

- 自治体外の業者がインターネット販売で有害図書類を18歳未満の者等へ販売することをも禁止することを明示する自治体も出ており、**デジタル社会を混乱させる事態**となっている。
- デジタル庁設立の際のデジタル改革関連法の議論では、国会の大半の議論が各自治体ごとに個人情報保護条例が定められ、2000個問題と呼ばれるデジタル社会の形成を阻害する事態を解消するための個人情報保護法改正が中心的なものであったが、各自治体が法令で禁止されていない取引について、インターネット空間も含めて違法とすることは、**新たな2000個問題を生み出し、デジタル社会の形成を阻害するもの**となる。

# 地方デジタル特別委員会：条例による有害図書指定について

- 地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会（2023/03/29）

- 条例によるインターネット空間の規制

→ 河野太郎デジタル大臣



各自治体でそれぞればらばらな、禁止されていない法律の取引について、インターネット空間を含めて全部が違法となってしまうような状況、各条例によって制限されるということは新たな二千個問題を生み出してデジタル社会の形成を阻害する可能性もあるのではないかと、こういうふうに思っています。

条例によるインターネット空間の規制を認めるとデジタル社会の混乱を招きますので、日本社会の利益の阻害となるので極力認めるべきではないというふうに思いますけれども、この辺り、かつての二千個問題の改正も含めて、デジタル庁さんの方の御見解いただきたいと思います。

それぞれの自治体が条例で様々なインターネット上の規制をするということは、本来デジタルというのは地理的な制限を超えていろんなことができるというこの特性を阻害することにもなりかねないというふうに思っております。

国と地方との関係も含め、こういう問題でまた二千個問題と同じようなことにならないように、そこはデジタル庁としてもしっかりと見てまいりたいというふうに思っております。

